

豊川市担い手育成総合支援事業費補助金

販売金額向上や経費削減、経営維持などの取組みに対し、その経費の一部を補助します。

Check 1 ➤ 『対象者』

- ① 認定新規就農者（認定期限終了後3年以内の者を含む）
- ② 就農塾、就農インターン制度の活用者（修了後5年以内）
- ③ 直近の年間農業販売金額 800万円以上の農業者

Check 2 ➤ 『対象となる取組み（補助上限額）』

- (1) 農業機械や生産資材の導入、施設の改修や修繕（20万円）
- (2) 規模拡大に伴う施設の新設、改修、修繕（30万円）

Check 3 ➤ 『補助金の額』

✓ 対象者 (①) or (②) or (③のうち認定農業者) >> **1/2 以内**

✓ 対象者 (③のうち認定農業者以外) >>>>>>> **1/3 以内**

※補助上限額は、**Check 2** でご確認ください。

要望調査 (詳細動画→)



申込期間	R8.6/1~6/22
申込方法	調査申込書（市HPから取得）を市農務課の窓口へ提出※
採択可否	ポイント上位者から採択結果を7/3までに通知予定
予算規模	15件程度（事業費により変動）
問合せ先	市農務課 Tel0533-89-2138

事業の流れ (採択後～)

- Step 1 補助金の交付申請
- Step 2 交付決定通知（事業スタート）
- Step 3 発注（※交付決定前の発注は対象外）
- Step 4 完了（納品、竣工、事業費支払い）
- Step 5 事業の実績報告
- Step 6 補助金額の確定通知
- Step 7 協議会から農家へ補助金の支払い